

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び 研究開発等の効率的推進等に関する法律（研究開発力強化法）について

1. 概要	1
2. 骨子	3
3. 科学技術振興に関する主な法体系	7

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び 研究開発等の効率的推進等に関する法律(研究開発力強化法)の概要

1. 法律の位置付け

米国競争力強化法及び中国科学技術進歩法改正など諸外国において研究開発システム改革に関わる法整備の動きが活発化していることを踏まえた、我が国の研究開発力の強化及び効率性の向上を図るための、「研究開発システムの改革促進法」。

2. 法律の趣旨・目的

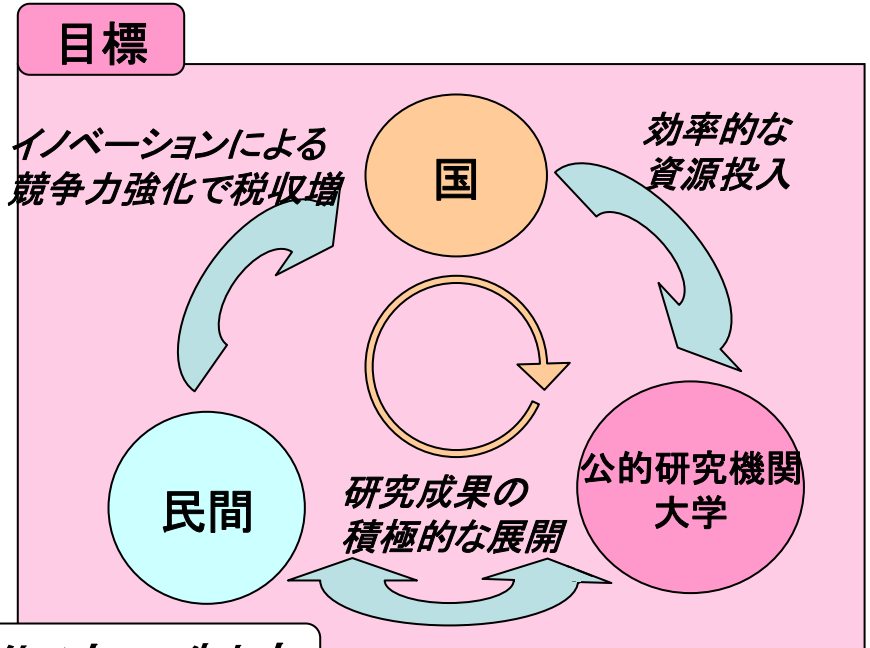
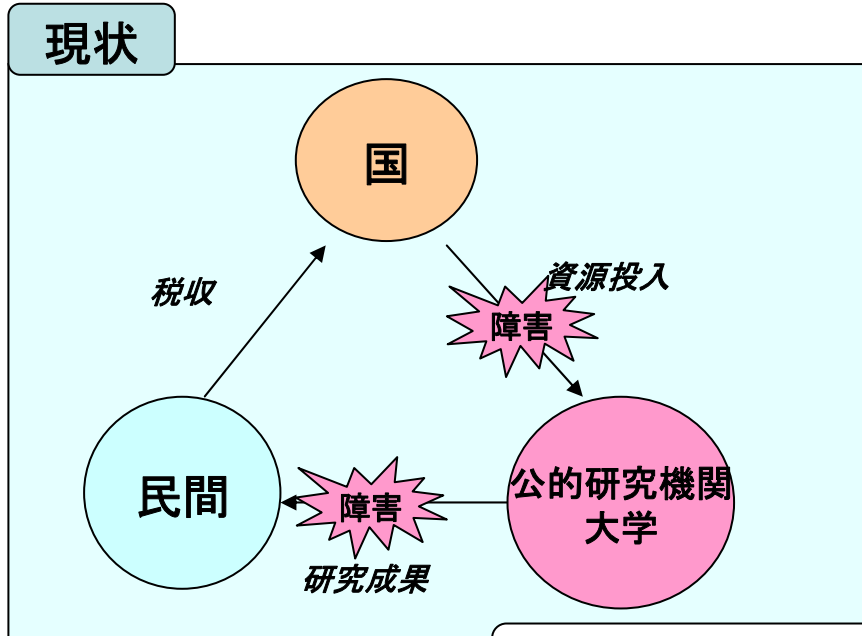
国による資源配分から研究成果の展開に至るまでの研究開発システム改革を行うことにより、公的研究機関、大学、民間も含めた我が国全体の研究開発力を強化し、イノベーションの創出を図り、日本の競争力を強化。

3. 盛り込まれている主な事項

- 人材の活躍環境の整備など研究開発等の推進を支える基盤の強化
 - 理数教育の強化、人材の流動化の促進、国際交流の促進、若手等の能力の活用 等
- 研究開発の効率的推進
 - 研究資金の戦略的配分・効率的活用促進、研究者の人的費一律削減への対応 等
- 研究成果の実用化の促進等による民間の研究開発力の強化
 - 研究開発施設の共用の促進、物品・収益等の扱いの改善 等
- 研究開発を行わせるにふさわしい体制のあり方の検討を踏まえた法の見直し

I 研究開発システム上の障害の除去の必要性

国の資源配分から、研究成果の展開に至るまでの研究開発システムの各所に、研究開発力の強化・効率化を妨げる障害が存在。



研究開発力強化法の制定

障害を除去し、効率的な研究開発システムへ

研究開発力の強化・効率化の障害

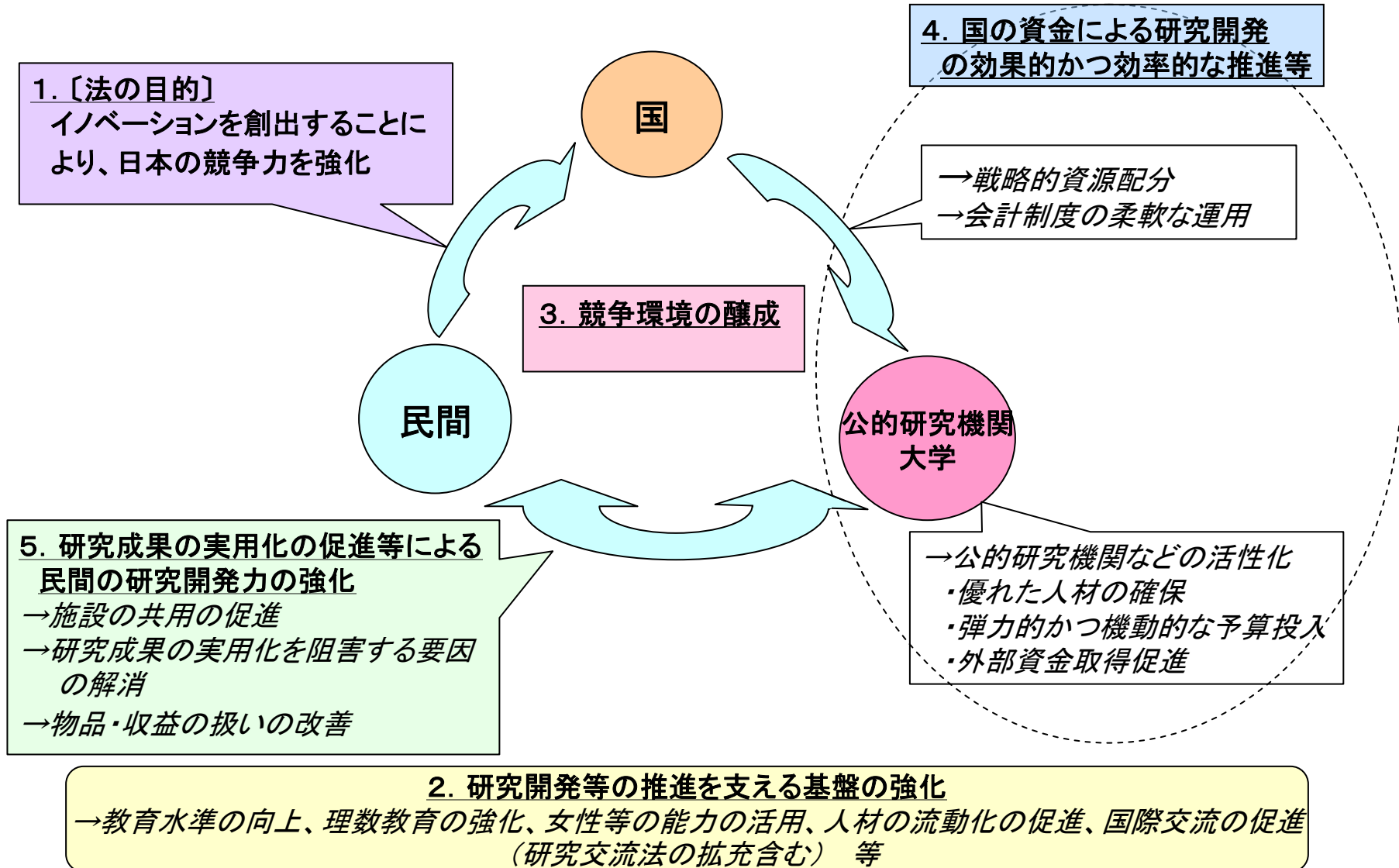
- 研究人材の流動性の少なさ
- 予算の単年度主義など会計制度の制約
- 他の独法と横並びの規制による制約
(予算・人員一律削減、自己収入の扱い)
- 物品や収益の扱いに係る制約 等

法律による障害の除去

- 人事交流の促進(研究交流促進法拡充)
- 会計制度の柔軟な運用
- 優れた人材の確保、弾力的かつ機動的な予算の投入、外部資金取得促進
- 物品・収益の扱いの改善 等

II 法律の狙いと概要

国による資源配分から研究成果の展開に至るまでの研究開発システム改革を行うことにより、公的研究機関、大学、民間も含めた我が国全体の研究開発力を強化。



* 6. その他、内外の動向、ハイリスク研究、サービスサイエンスの調査研究等、研究開発を行うにふさわしい体制のあり方等に関する総合科学技術会議での検討等を規定。

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び
研究開発等の効率的推進等に関する法律（研究開発力強化法）
骨子

* 現行研究交流促進法の規定…青字
(研究交流促進法は、主に国と国以外の研究者の研究交流を対象。)

第一章 総則

(1)目的(第一条)

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進のために必要な事項を定めることにより、我が国の国際競争力の強化及び国民生活の向上に寄与することを目的。

(2)定義(第二条)

研究開発等、研究者等(研究者及び技術者、研究補助者を含む。)、研究開発法人、研究開発システム、イノベーションなどについて定義。

(3)法の基本理念(第三条)

科学技術基本法にのっとり、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮して、研究開発機関及び研究者等がその研究開発能力を最大限に発揮して研究開発等を行うことができるようにすることにより、科学技術の水準の向上及びイノベーションの創出を図る。

(4)国、地方公共団体、研究開発法人等の責務等(第四条～第六条)

研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進に関する国、地方、研究開発法人、大学等及び事業者の責務を定める

(5)連携の強化(第七条)

国、地方、研究開発法人、大学等及び事業者の連携の強化について規定。

(6)法制上の措置等(第八条)

研究開発能力強化等のための法制上、財政上又は金融上の措置等について規定。

第二章 研究開発の推進のための基盤の強化

第一節 科学技術に関する教育水準の向上等(第九条～第十一条)

- 科学技術に関する教育水準の向上等
- 科学技術経営に関する知識の習得の促進等
- 技能及び知識の有効な活用及び継承(専門資格活用の趣旨を含む。)

第二節 研究開発の推進における若者等の能力の活用等(第十二条～第十四条)

- 若年研究者等(若者、女性、外国人)の能力の活用
- (優遇措置等による)卓越した研究者等の確保
- 外国人の研究公務員への任用(研究交流促進法)

第三節 人事交流の促進等(第十五条～第十八条)

- 人事交流の促進(研究開発法人、国立大学法人等も含めた人事交流や事業者と共同した成果の実用化の促進のための休暇制度の導入)
- 研究公務員の任期を定めた採用(研究交流促進法)
- 研究公務員に関する国家公務員退職手当法の特例(研究交流促進法)
- 研究集会への参加(研究交流促進法)

第四節 国際交流の促進等(第十九条～第二十三条)

- 国際的に卓越した研究開発等の拠点の整備、充実等
- 国際的な交流を促進するに当たっての配慮(研究交流促進法)
- 国の行う国際共同研究に係る特許発明等の実施(研究交流促進法)
- 国の委託に係る国際共同研究の成果に係る特許権等の取扱い(研究交流促進法)
- 国の行う国際共同研究に係る損害賠償の請求権の放棄(研究交流促進法)

第五節 人材活用等に関する方針(第二十四条)

- 研究開発法人は、人材活用等に関する方針を作成し、公表すべきことを規定。
- 国立大学法人等は、研究開発法人に準じ、人材活用等を図るよう努めることを規定。

第三章 競争の促進等(第二十五条～第二十七条)

- 競争の促進(公募型研究開発の活用等による競争の促進)
- 公募型研究開発に係る資金の統一的な基準の整備(ルールの統一による使い勝手の向上を図る趣旨)
- 独立行政法人への業務の移管等(公募型研究開発に係る業務の研究開発法人への移管、複数年契約等による効率的な資金の使用。)

第四章 国の資金により行われる研究開発等の効率的推進等

第一節 科学技術の振興に必要な資源の柔軟かつ弾力的な配分等(第二十八条～三十条)

- 多様な分野の研究開発の国際的な水準等を踏まえた資源の柔軟かつ弾力的な配分、我が国の経済社会の存立をなす科学技術の長期的な観点からの育成、公募型研究開発とそれ以外の研究開発の補完への配慮
- 会計制度の適切な活用(資金の翌年度繰越しなど会計制度の適切な活用等)
- 資金の不正な使用の防止

第二節 研究開発法人及び大学等の研究開発力の強化等(第三十一条～第三十三条)

- 事業者等からの資金の受入れの促進等
- 研究開発法人の自律性、柔軟性及び競争性の向上等
 - ・研究開発法人について、柔軟かつ弾力的な資源の確保、自立性、柔軟性及び競争性の向上、その能力の積極的な活用
 - ・大学等について柔軟かつ弾力的な資源の確保、その能力の積極的な活用
- 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の運用上の配慮

第三節 研究開発等の適切な評価(第三十四条)

- 研究開発等の適切な評価と資源配分等への反映

第五章 研究開発の成果の実用化等

第一節 研究開発施設等の共用の促進等(第三十五条～第三十七条)

- 研究開発施設等の共用及び知的基盤の供用の促進(研究交流促進法)
- 国有施設等の使用等(研究交流促進法)
- 国有施設等の使用に関する条件の特例(研究交流促進法)

第二節 研究開発の成果の実用化等を不当に阻害する要因の解消等(第三十八条～第四十六条)

- 研究開発成果の実用化等を不当に阻害する要因の解消等(規制の見直し等)
- 国の資金により行われる研究開発に係る収入及び研究設備その他の物品の有効な活用(当該研究開発の実用化や今後の研究開発における使用が促進されるよう配慮すべき旨規定。)
- 特許制度の国際的な調和の実現等

- 研究開発の成果の国外流出の防止
- 国際標準への適切な対応
- 未利用成果の積極的な活用
- 中小企業者その他の事業者の革新的な研究開発の促進等
- 研究開発等を支援するための事業の振興
- 国の受託研究に係る特許権等の譲与(研究交流促進法)

第六章 研究開発システムの改革に関する内外の動向等の調査研究等(第四十七条)

研究開発システムの改革に関する内外の動向、多様な分野の研究開発の国際競争水準(ベンチマーク)、ハイリスク研究、サービスサイエンス等に係る調査研究及び研究開発等の推進の在り方への反映について規定。

第七章 研究開発法人に対する主務大臣の要求(第四十八条)

国際約束の履行や災害等の非常事態における研究開発法人に対する主務大臣の要求を可能とする旨規定。

附則

法律施行後3年以内に研究開発システムの在り方に関する総合科学技術会議における検討の結果を踏まえた法の規定の検討及び必要な措置を講ずることについて規定(附則第六条)。

科学技術振興に関する主な法体系

科学技術基本法

→科学技術振興に関する基本法

○研究開発力強化法

→研究開発システム改革のうち、特に急を要するものを措置
(人件費一律削減への対応、国の資金により行われる研究開発に係る収入及び物品の有効な活用を含む。)

○研究交流促進法

→国とそれ以外の者との研究交流の促進
(国家公務員法、国有財産法等の特例含む)

○特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律

→特定先端大型研究施設の共用の促進
(理研法の特例含む。)

第三章 研究開発の推進等

(多様な研究開発の均衡のとれた推進等)

第十条 広範な分野における多様な研究開発の均衡のとれた推進
特に振興を図るべき重要な科学技術の分野に関する研究開発の一層の推進

(研究者等の確保等)

第十一条 大学院における教育研究の充実その他の研究者等の確保、養成及び資質の向上
2 研究者等の適切な処遇の確保
3 研究開発に係る支援のための人材の確保、養成及び資質の向上並びにその適切な処遇の確保

(研究施設等の整備等)

第十二条 研究開発機関の研究施設等の整備
2 研究材料の円滑な供給等研究開発に係る支援機能の充実

(研究開発に係る情報化の促進)

第十三条 科学技術に関する情報処理の高度化、科学技術に関するデータベースの充実、研究開発機関等間の情報ネットワークの構築等研究開発に係る情報化の促進

第四章 国際的な交流等の推進

第十八条 研究者等の国際的交流、国際的な共同研究開発、科学技術に関する情報の国際的流通等科学技術に関する国際的な交流等の推進

(研究開発に係る交流の促進)

第十四条 研究者等の交流、研究開発機関による共同研究開発、研究開発機関の研究施設等の共同利用等研究開発に係る交流の促進

(研究開発に係る資金の効果的使用)

第十五条 国は、研究開発の展開に応じて研究開発に係る資金を効果的に使用できるようにする等その活用に必要な施策

(研究開発の成果の公開等)

第十六条 研究開発の成果の公開、研究開発に関する情報の提供等その普及に必要な施策及びその適切な実用化の促進等

○大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律

→研究成果の民間移転(特許法の特例含む)

第五章 科学技術に関する学習の振興等

第七十九条 学校教育及び社会教育における科学技術に関する学習の振興並びに科学技術に関する啓発及び知識の普及

→特別な視点から又は特定分野の総合的な技術振興を規定する主要な法律の例

○産業技術力強化法(国有財産法、特許法の特例含む。)

○ものづくり基盤技術振興基本法(他法の特例等法律事項なし)